

規範理論と秩序問題

—社会学における規範的問いと経験的問いに関する一考察—

田上 大輔*・佐々木 啓*

1. はじめに

従来、経験科学を自認する社会学においては、価値判断を含む言説や社会政策などに関与する実践的活動を自制しようと努める傾向が強かった。しかし近年では、現代社会の直面するさまざまな危機に的確に対応するために、単なる現状把握や未来予測に終始するのではなく、実現すべき理想の社会を構想することが、社会学に求められ、既存の社会学のあり方が問い直されている。たとえば武川正吾は、これまで日本の社会学者には公共政策への関与を回避する強い傾向があったと指摘する。武川は、この原因としてマックス・ヴェーバーの価値自由のテーゼが、価値判断に社会学者が関わっていけないことだと誤読され、日本の社会学者が「公共政策からの逃走」に陥ってしまったためだとして、こうしたバイアスを克服して政策志向の社会学を確立しなければならないと主張している(武川 2007:19)。また盛山和夫は、現在、共通の理論的基盤が存在しない社会学においては、個々の研究者がバラバラなままで専門領域に埋没し、すべての価値観は相対的だと考える相対主義の勃興が社会学共同体の形骸化に一層の拍車をかけていると批判し、こうした現状を克服するためには「社会学が純粋に経験科学であろうとすることを放棄し、望ましい社会的世界を探究する規範的な社会構想の学」であることを目指すべきだと提言した(盛山 2005:29)。

ところでこのように既存の社会学のあり方が見直され、実現すべき理想の社会構想を語ることが社会学に求められるようになった一因として、「規範理論」(normative theory)の影響を無視することはできない。政治学を中心とする社会科学の領域において「規範理論」とは、自由・平等・正義などの観点から社会のありかたを問い、あるべき理想の社会構想を提示する現代思想の諸潮流を指している。この「規範理論」と社会学における従来の規範的研究とは、念頭に置く「規範」(norm)の定義や論ずる主題が大きく異なっている。

この政治哲学を発祥の地とする「規範理論」と社会学における従来の規範的研究の違いを明確化しなければ、社会学において「規範」に関する議論は錯綜する恐れがある。特に社会学が経験科学である

* 人間科学総合研究所奨励研究員

べきか、「規範的な社会構想の学」であるべきか、という問題に関しては両研究の違いを踏まえた上で、検討する必要がある。

そこで本稿では、この違いを際立たせるために、まず政治哲学の分野において「規範理論」を牽引してきたジョン・ロールズの正義論の内容を概観し、次に現代社会学の始祖のひとりであるタルコット・パーソンズが秩序問題を論じるなかで「規範」をどのように位置づけているのかを検討する。この比較によって明らかになるのは、「規範理論」と社会学の「規範」に関する研究が、共に規範的研究と称されながら、前者が「規範的問い」に基づくものに対して、後者が「経験的問い」に基づくという、違いがあることである。環境問題を例にすれば、ここで「規範的問い」とは、「地球温暖化をいかにして防ぐか?」と問うことを意味し、「経験的問い」とは「地球温暖化の原因は本当にCO₂なのか?」と問うことを意味する(盛山2011:83)。

次に本稿では、パーソンズの秩序問題を批判的に継承したハロルド・ガーフィンケルが、「規範的問い」を排し「経験的問い」を徹底して秩序問題に取り組むことで「規範」の経験的研究を行ったことを論じ、最後にこれとは対照的に盛山和夫が、パーソンズが「経験的問い」と「規範的問い」とを峻別せず「秩序問題」に取り組んでいたと批判した上で、「規範的問い」を重要視して社会学を「規範的な社会構想の学」であるべきだと提言したことを論じる。盛山は、社会学の考察対象である「社会関係」などが経験的な「事実」だけで確立されたものではなく「規範的な事実」によって成り立つため、社会学が純粋な経験科学たりえないと論じている。しかし本稿で明らかになるように「規範的問い」に基づく「規範理論」において「規範」は経験科学の考察対象の枠組みを超えたものとして論じられているが、社会学の規範的研究のように「経験的問い」に基づく規範的研究においては、「規範」はあくまでも経験科学の考察対象である。社会学が純粋な経験科学を目指すべきか、「規範的な社会構想の学」を目指すべきかどうかは、社会学が「規範的な事実」を考察対象にしていることによって決定されるのではなく、研究者が「規範的問い」と「経験的問い」のどちらの問いをもって社会学の研究にのぞむかにかかっている。

2. ロールズの正義論

「規範理論」を牽引する中心的役割をはたしてきたのが、アメリカの政治哲学者ロールズであり、彼の主著『正義論』が1971年に公刊されると、ロールズの思想が体現する現代リベラリズムに対抗して、リバタリアニズムやコミュニタリアニズムの立場から「規範理論」をめぐる精神的議論が繰り広げられてきた。

本章ではまずロールズの主著である『正義論』の内容を簡単に概観し、「規範理論」の特徴を把握することにする。ロールズの『正義論』が公刊された1971年という時代は、50年代から続く公民権運動や女性解放運動、泥沼化したヴェトナム戦争に対する反戦運動の高まりによって、それまで自明視されてきたアメリカ社会の価値観がゆらぎをみせた時代であった。ロールズの『正義論』は、既存の価値観が問いなおされる同時代のアメリカ社会にあって、こうした対立を調停するとともに、マイノリティーの権利が遵守される社会制度の樹立を目指すことをねらいのひとつとしていた。

ロールズが高く評価されたのは、『正義論』がこうした時代の要請に応えただけでなく、第2次世界大戦後、科学としての政治学を確立するために経験的・実証的研究に政治学の研究が傾斜したために、政治哲学や政治理論が長らく停滞していた中であって、こうした停滞を打ち破り、政治哲学の復興に大きく寄与したためでもある。

『正義論』において「社会」は、法的権利、モノ、サービスなどの社会的資源が作り出す人びとの「連合体」(association)と捉えられている(Rawls [1971]1991:4 = 2010:7)。この「連合体」によって社会的資源は作り出されるが、その資源は稀少であるために、負担と利益の分配をめぐる利害対立が生じることになる。

ロールズによると、こうした社会的資源の配分や基本的自由の保障を定めるものが「社会制度」であり、この制度は、個人的な道徳や生き方を意味する「善」(Good)ではなく、人々に社会的協働を促し、社会的資源の公正な配分を実現する規範的原理を指す「正義」(Justice)に基づかなければならない。「正義」は、思想にとって「真理」が第一の徳目であるのと同様に、「社会制度」の第一の徳目であると、ロールズは主張する。このことは思想が「真理」に反している場合は改められなければならないように、現実の社会制度も「正義」に反している場合は改められなくてはならないことを意味する(Rawls [1971]1991:4 = 2010:7)。このようにロールズにとって「正義」とは現実の「社会制度」の当否を判定するための規範的原理そのものであり、彼はこの「正義」に適った社会制度が実現することを「社会が秩序だっている」(a society is well-ordered)と表現している(Rawls [1971]1991:4 = 2010:7)。

ではなぜロールズは、特定の「善」に肩入れせず、「公平さ」を体現する「正義」に基づき「社会制度」を整えるよう唱えたのであろうか。このことを、公民権運動を例に考えてみれば、人種差別をしてきた側の「善」に基づき社会制度を改正すれば差別を助長することになり、逆に差別されている側の「善」に肩入れて「社会制度」を改正しようと試みても、差別している側がマジョリティーであった当時においては、大きな反発を招きさらなる対立をおおる危険性がある。そのためロールズは、差別されている側の基本的人権を擁護するために、特定の「善」に肩入れせず「公平」と見なされる立場に立った上で、全ての成員の基本的人権が保障されるべきであることを主張する必要があった。

社会制度が「正義」に適ったものとみなされるには、社会の成員が、その制度を「公正」であると受け入れて同意する必要がある。その場合「公平」な人が「公平」だと判定した社会制度のほうが、そうでない人が「公平」だと判定した「社会制度」よりも、社会の成員は当該「社会制度」が「公正」で「正義」に適ったものだと受け入れるだろう。しかし現実社会に生きる人びとは、みな何らかの立場や利害に縛られて日々の生活を営んでいる。こうした利害関係に巻き込まれている人間は、口では「公平」と言いながらも、自分の立場にとって都合のよい原理・政策を採用しようとするかもしれず、「公平な」人間と呼ぶにはその信頼性に問題がある。

そこでロールズは、ホプズ、ロック、ルソーが提唱した「社会契約という伝統的な考え方を一般化しかつ抽象度を一段と高めた正義の理論」(Rawls [1971]1991: xviii = 2010:6)を呈示することで「公正な」判断が可能となるような仮説的状况を設定する。社会契約論とは、周知のように国家や法が成立する以

前の「自然状態」(the state of nature)を理論的に想定し、そこから、なぜ社会契約が成立したかを考察することで、国家や法の支配の正当性を検討するものである。社会契約論は、「経験的問い」に基づく歴史的考察ではなく、あくまでも「規範的問い」に基づいて、「自然状態」という反実仮想の状態をシミュレーションした上で、現実社会の国家支配、社会制度のあり方を吟味することを目的としている。

社会契約論をより一般化・抽象化したロールズは、「自然状態」ではなく「原初状態」(the original position)という人びとの間でまだ共通のルールが確立されていない反実仮想の状態を想定する。その上で彼は、この「原初状態」という仮想的な状況において、いかなる規範的原理が「正義」に適った公正なルールとして認められ、社会契約が結ばれるかを検討している。

ここで「原初状態」とは、合理的に自分の利益を追求する人々が「無知のヴェール」(the veil of ignorance)にかけられた仮想的な状況を意味する。「無知のヴェール」とは、自分の社会的な地位や資産、好み、知的・身体的能力の程度についての知識を一時的に遮断する仮説的な装置である(Rawls [1971]1991:118 = 2010:185)。「原初状態」では、人びとは「無知のヴェール」に覆われ、自分の社会的な地位などの知識を一時的に忘却してしまう。その結果「原初状態」に置かれた人びとは、自分の社会の中での位置づけが分からないため、特定の立場に肩入れすることなく、「公正な」判断を行うことが可能になると、ロールズは考えている。

ロールズは、「原初状態」において承認される規範的原理として「正義の二原理」(two principles of justice)を提示する。「正義の第一原理」とは、すべての人は、基本的自由に対する平等の権利を持つという基本的自由の保障を意味する。これに対して「正義の第二原理」とは、機会均等のもと、最も恵まれない人びとの利益になる場合にのみ、社会的、経済的不平等は許されるというもので、格差の制限と是正を主眼としている(Rawls [1971]1991:53 = 2010:84)。ロールズの考えによれば、現実社会では有利な立場に立つ人間であっても、「無知のヴェール」に覆われた「原初状態」では、自分の社会的・経済的立ち位置、人種、思想がわからなくなるために恵まれない人間の立場を考えた「公平な」判断が可能になると言う。

以上簡単にロールズの『正義論』の概要をみてきたが、ロールズは、「原初状態」という人びとが「公平」に判断できる仮説的状況を設定した上で、「正義の二原理」がそうした人びとによって「公平」であると承認される規範的原理であることを示し、この原理が現実社会に生きる人びとにとっても「正義」に適った「公平」なものであることを示そうとしている。ロールズにとって「正義」とは、経験的に観察可能な社会生活を営む人びとの規範的意識なのではなく、現行の社会制度のありようを判定する基準を第一に意味している。こうしたロールズの「規範理論」は、規範的研究のうち現実社会のあり方を判定する規範的原理や命題を導出したり提示したりする研究の範疇に入るとされ、これまで経験科学であることを自認してきた社会学においてはほとんど研究されてこなかったものである(盛山:2009)。もっともロールズの『正義論』が基本理論と呼ばれるゆえんは、規範的原理や命題を呈示したからというよりも、むしろ実現すべき理想社会を積極的に構想したことにある。このように「規範理論」は、「規範」を考察対象としているからではなく、「規範的問い」に基づいて実現すべき理想社会の構想する点が、

「規範的」理論であると捉えられているのである。

3. パーソンの秩序問題——事実的秩序と規範的秩序——

ヴェトナム戦争が泥沼化し、混迷を極めたアメリカ社会においてロールズが、主著『正義論』と共に一躍脚光を浴び、現代リベラリズムを代表する政治哲学者として名声を博していたのとは対照的に、晩年にさしかかった二十歳年長のパーソンの提唱する社会システム論は、既存の社会制度を擁護する保守的な性格を有しているとして、現象学的社会学やシンボリック相互作用論、エスノメソドロジーなどの社会学の新しい潮流から厳しい批判にさらされていた。

『正義論』が公刊された当時の彼らの置かれた状況は非常に対照的であったが、ロールズと同様にパーソンズもまた社会契約論を批判的に継承しながら規範的研究を行った。パーソンズが公刊された著作のなかで功利主義と対峙したのは、『正義論』の公刊からさかのぼること30年以上まえの1937年の処女作『社会的行為の構造』においてであった。この著作においてパーソンズが目指したのは、功利主義に代わりうる行為論を呈示し、トーマス・ホッブズの提起した問題を解決することにほかならなかった。パーソンズの見解では、功利主義のように自己の利益と欲求を徹底的に追及する合理的な諸個人によって社会が構成されていると想定すると、かつてホッブズが提起した「万人の万人に対する闘争」に帰結するのではないかと問題提起している。

先にロールズの『正義論』を論じた際に社会契約論が「規範的問い」に根ざすものであることを論じたが、ホッブズもまた、ピューリタン革命にゆれたイギリス社会が内乱によってふたたび混乱に陥らないように、社会を安定化させる秩序をいかに正当化するか、という「規範的問い」に基づいて社会契約論を展開している。そしてホッブズの想定する「自然状態」では、人間は本来自己の利益を最優先するために各々の利益のための争いに明け暮れ、ほどなく自滅に至るほかなく、「万人の万人に対する闘争」という悲劇的状况に陥らざるを得ないとされている。ホッブズは、この悲惨な帰結を回避する方法として、「リヴァイアサン」という絶対権力の必要性を訴えることで、イギリス社会の混乱に終止符を打とうとした。

ホッブズの見解では「万人の万人に対する闘争」に社会が陥るのは、彼の想定する「自然状態」という国家や法の支配誕生以前の状態に由来している。ホッブズは、このような「自然状態」という反実仮想の状況を想定することで、国家や法の支配の必要性を論じている。しかしパーソンズにとって「万人の万人に対する闘争」は、ホッブズの功利主義的な思想の難点によって生じたものと捉えられている。ホッブズの世界論を功利主義の典型と考えるパーソンズは、「ホッブズには、ほとんどまったくといっていい程、規範的思考が欠如している」(Parsons 1937:89 = 1976:148)と批判する。ここでパーソンズが功利主義として批判するのは、「原子論、合理性、経験主義、そして目的のランダム性によって特徴づけられる行為の理論体系」⁽¹⁾であり、この理論体系を彼は「社会理論の功利主義的体系」と呼んでいる(Parsons 1937:60 = 1976:100)。

『社会的行為の構造』の第2章の「行為の理論」では「行為」の準拠枠として①「行為者」②「目的」

③「状況」④「規範的志向」を挙げているが、パーソンズの功利主義批判は功利主義が行為の準拠棒として「規範的志向」を軽視している点に向けられている。パーソンズの行為論では、「行為者」は「目的」達成のために「行為」を方向づけるが、その際制御できない状況が「条件」であり、制御できる状況が「手段」であるとされている。

パーソンズは、「行為者」には「目的」達成のために選択の幅があり、代替手段をもっていると指摘している。その際パーソンズは「行為者」の手段選択を方向づけるのとして「規範」という分析概念を導入している。ここで彼は「目的」を「行為者によって望ましいものと見なされているが故にある行為がそれへと方向づけられているような事象の未来状態である」(Parsons 1937:75 = 1976:120)と定義した上で、「規範」を「このように望まじきものと見做された行為の具体的コースを言葉で記述したものであり、そこにはこのコースに見合った未来の行為に対する命令が結びついている」(Parsons 1937:75 = 1976:121)と述べている。パーソンズの見解では、「行為者」の制御領域内では「手段」は何の脈絡もなくでたために選ばれるわけでも「行為」の条件によって一義的に決定されるわけでもなく、この「規範」という選択要因によって方向づけられている。言い換えれば、このように「状況」から独立して行為の「目的—手段関係」を制御するものが、「規範」と呼ばれているのである。パーソンズの指摘するところでは「行為概念にとって本質的なことは、規範的志向が存在せねばならない」(Parsons 1937:45 = 1976:79)ということであって、あらかじめ何か特定のタイプの「規範的指向」が存在することを前提にして議論を進めるものではない。

パーソンズの批判する功利主義は、行為の「目的—手段関係」を制御する「規範」に関して「能率の合理的規範」(Parsons 1937:56 = 1976:95)と呼ばれるもの以外のいかなる積極的な観念も考慮せず、しかも原子論的立場から多数の行為者の目的相互の関係について問題にしないため、功利主義者たちの描く行為者の目的は統計的意味においてランダムであることになってしまった。

このような観点からパーソンズは、ホッブズの描く功利主義的な人間像には、手段の行使、特に暴力と欺瞞の行使に対する制約が欠けているために、そうした功利主義的人間像を前提にすると、人びとは権力を求める無制限な闘争を繰り返し、「万人の万人による闘争」に帰結せざるをえず、社会秩序が不安定なものになってしまうと結論づけている。

「規範」を軽視する功利主義の社会理論としてホッブズの思想を批判するパーソンズは、ホッブズの難点を克服するために、社会秩序を「事実的秩序」(factual order)と「規範的秩序」(normative order)に区分した上で、「規範的秩序」の遵守が「事実的秩序」の安定化につながるとして「秩序問題」の解決を目指している。

ここでパーソンズは「事実的秩序」を、「確率の統計的法則に従う現象の厳密な意味におけるランダム性あるいは偶然性」の反対に位置づける。「偶然性あるいはランダム性とは、理解不能あるいは知的な分析が不可能だということを指し示すための総称的用語である」と考えるパーソンズにとって「事実的秩序」は、「本質的に論理的理論、特に科学というものによって理解可能」な秩序を指している。これに対して「規範的秩序は、それが目的であれ規則であれあるいは他の規範であれ、常に規範あるいは

規範的要素の一定の体系と相関的なものである」(Parsons 1937:91 = 1976:152) という。

「事実的秩序」と「規範的秩序」をこのように定義したパーソンズは、「万人の万人に対する闘争」に陥らずホッブズの望むように「事実的秩序」が長期にわたって安定化するには、「規範的秩序」が一定程度遵守されていなければならないと下記のように主張する。

特定の事実的秩序が存在するのは、その過程がある程度まで規範的秩序に従っている限りにおいてである。したがって社会秩序は、それが科学的分析を受けつけるものである限り常に事実的秩序であるのだが、しかしそれが長く維持されるとすれば、何らかの規範的要素といったものが効果的に機能しなければ決して安定しえないようなものなのである。(Parsons 1937:91 = 1976:152)

経験科学の分析対象になるのは常に「事実的秩序」であり、「規範的秩序」は、研究者が社会を分析するための概念として経験的研究に先立って導入された分析枠組である。パーソンズは、「規範」を軽視する功利主義の社会理論に基づけば「万人の万人による闘争」に陥るはずにも関わらず、「事実的秩序」が安定化しているとすれば、そこには「規範的秩序」の働きが存在すると主張することで、「規範」が行為の「目的—手段関係」を制御するものであることを論証しようと努めている。

パーソンズにとって「規範的秩序」とは実現すべき理想的な秩序を意味するのではなく、「事実的秩序」の安定化を分析するための理論的仮説であった。パーソンズによれば、行為者の精神的内容に関与せざるを得ない社会学者は、行為者の視点にたつ主観的側面と、行為の科学的観察者の視点からみる客観的視点に区別する必要がある。このように主観的視点と客観的視点を区別するパーソンズは、観察対象である「行為者」が主観的に特定の「規範的志向」を遵守していることは「観察者にとって何ら規範的合意をもたない」と指摘し、「観察者の態度は、自らの主題である規範的感情に対して肯定的にも否定的にも関与することのない、客観的な観察者の態度を終始保ったままである」(Parsons 1937:75 = 1976:122) と主張している。

このようにパーソンズは『社会的行為の構造』において社会秩序の安定化に「規範」がどのように作用しているのかを問題にしている。パーソンズの行為論が規範的研究と呼ばれるのは、「事実的秩序」を経験的に考察するための分析枠組として「規範」を論じたことによる。これは同じ規範的研究といっても理想的な社会を実現する規範の原理をととは何かを問うロールズとは、念頭に置かれた「規範」の定義や主題が大きくことなっている。ロールズの正義論が「規範理論」と呼ばれるゆえんは、経験的に観察可能な社会生活を営む人びとの規範的意識を問題にするのではなく、現行の社会制度のありようを判定する規範的な基準として「正義の二原理」を提示した点にある。「規範理論」がロールズの正義論のように「規範的問い」に基づいて「規範」を論じているのに対して、社会学の規範的研究はパーソンズのように「経験的に問い」に基づいて「規範」を論じている。

しかしパーソンズの問題点は、「秩序問題」を論じる際に彼が継承したホッブズの社会契約論が「規範的問い」に端を発していたという点にある。「万人の万人に対する闘争」という悲劇的狀況を「自然

状態」に設定したホップズであれ、「無知のヴェール」に人びとが覆われた「原初状態」という反実仮想の状態を想定することで「正義の二原理」の正当性を論じたロールズであれ、社会契約論というものは現実の社会のあり方を「規範的問い」に基づき検討するところに特徴がある。

パーソンズの指摘するところでは、「規範的秩序」であるかはどのような規範的立場に立つかに依存しているという。例えば『生存競争』はキリスト教倫理の観点からみればカオスの状態であるが、このことは、そのカオスが科学的意味における法則、すなわち現象のもつ過程の斉一性に従わないということをしささかも意味するものではない(Parsons 1937:91 = 1976:152)という。それゆえホップズの「万人の万人に対する闘争」がカオスの状態であるとされるのも、そうしたカオス状態が回避された「事実的秩序」が「規範的秩序」の遵守によって成立しているというのも、特定の規範的立場にたつたことである。

したがってパーソンズにとって「規範的秩序」とは「事実的秩序」を分析するための理論的仮説に過ぎないはずなのだが、このようにホップズの「規範的問い」に基づく問題設定を継承してしまったために、実現すべき理想的な秩序としても位置づけられてしまっている。この点を問題にしたのが次に論じるエスノメソドロジーの創始者ハロルド・ガーフィンケルである。

4. ガーフィンケルのエスノメソドロジーにおける「規範」概念

パーソンズは「秩序問題」を論じるなかで、現にある社会がなぜホップズの想定する「万人の万人に対する闘争」という悲劇的状况に陥らずにすんでいることを問題にしているが、単に「経験的問い」に基づいて「事実的秩序」を問題にするのであればわざわざ「万人の万人に対する闘争」という「自然状態」を想定して議論を進める必要があるのかが疑問となる。なぜなら「事実的秩序」は現に成立しているのだから、その経験的研究に徹すれば「経験的問い」に基づいて「秩序問題」を検討することは可能だからである。

ガーフィンケルの提唱したエスノメソドロジーは、パーソンズの理論的仮説としての「規範的秩序」を前提として、人びとの日常生活の実践のうちに示される「事実的秩序」のうちに「規範」を経験的に観察することが可能であると考え(Hilbert 1992)。ガーフィンケルは、パーソンズの行為論のうちに潜んでいた「規範的問い」を排し「経験的問い」を徹底化して「秩序問題」に取り組むことで「規範」の経験的研究を試みた。

ガーフィンケルは元々大学院生時代にパーソンズの指導を受けながら研究を行っていた。しかしながら、ガーフィンケルは博士論文やその後の研究においてパーソンズの理論を批判し、彼とは異なる形で「秩序問題」や「規範」についての考察を行った。ガーフィンケルは1952年に提出した博士論文『他者の知覚』において、パーソンズが考察した「秩序問題」に対しその問題点を指摘している⁽²⁾。ガーフィンケルによれば、ホップズにせよパーソンズにせよ、彼らはあらかじめ一定の理論的仮説に基づく「行為者」をモデルにして「秩序問題」を考察しているという。「事実的秩序」のうちに「規範」の経験的研究を行おうと試みるガーフィンケルは、社会における実際の行為者たちはホップズやパーソンズが前

提としているような人間像とは解離していると考えている。

ガーフィンケルによれば、実際の人々の「行為」は、ホップズやパーソンズがモデルとする人間像とは異なり、「普段の生活に根ざした意味での合理性」に基づいて行われているという。ガーフィンケルは、社会における「秩序」を分析するには、「行為者」たちが日常の世界において行っている自然的態度の「合理性」から考察を出発すべきであるとしたのであった。このようなガーフィンケルの立場からすれば、パーソンズのようにホップズの想定する「自然状態」から「秩序問題」の考察を出発する必要も、また「事実的秩序」を分析するために「規範的秩序」という理論的仮説を設定する必要もなく、「秩序問題」の考察は、現実の「事実的秩序」それ自体から出発しなければならない。

博士論文においてホップズとパーソンズを批判し、いわば人々の日常生活における「合理性」からの考察を提唱したガーフィンケルは、それから約15年後の1967年に『エスノメソドロジー研究』を出版し、社会学において「エスノメソドロジー」という用語やその研究方針を広く知らしめることとなった。なお「エスノメソドロジー」とは、直訳すると「人々の(ethno)方法の(method)学(-logy)」という意味⁽³⁾になり、その名の示すとおり人々の日常的な「方法」によっていかに相互的に社会が作り上げられているのかということを研究の対象とする。ここでいう人々の「方法」とは、人々が日常生活のなかで相互的に行っているさまざまな「方法」、例えば「会話」や「ジェスチャー」などといった普段我々が何気なく行っているさまざまな行為や仕草といったものすべてが当てはまる。そしてもう一つ重要なことは、我々の多くはそうした人々の行う何気ない「方法」についてそれらを見て「理解可能」だという点である。例えば我々は日常の場面においてさまざまな人々の「方法」を見ている。そしてそれらを「挨拶」であるとしたり「喧嘩」をしているのだとしたりあるいは演劇の稽古でそれらを「演じている」のだと「説明」することができる⁽⁴⁾。すなわち人々が行う「方法」とはお互いに「観察可能」で「理解可能」なものである。むしろそのような性質を持つ「方法」でなければ我々はそうした「方法」そのものを普段の生活で使用することができなくなってしまう。そしてそのことは、それらを分析しようとする観察者の立場においても同様となる。すなわち、ある社会の「成員(メンバー)」であるということは、同時にそうした人々の「方法」を「理解」しそれを「説明」することができる人々のことを示すことにもなる。このようにガーフィンケルは人々の絶え間なく行われている「方法」の相互的達成こそが社会そのものを作り上げているとし、それらを詳細に分析することによって「社会」そのものの成立を見ていく手法を提唱したのであった。

このようなガーフィンケルの主張には、前述した博士論文における「秩序問題」批判の影響を見いだすことができるだろう。そしてこうした視点からの研究は、同時にパーソンズ的な「規範」概念に対する批判と、それとは別の視点からの「規範」概念の考察を生み出すことにもつながっていった。

エスノメソドロジーにおける「規範」とは、パーソンズが主張するような研究者によってあらかじめ設定された理論的仮説ではなく、「事実的秩序」のうち人々の相互的なやりとりを通じて生み出されるものであり、またそうしたやりとりを通じてはじめて我々の前に「規範」として立ち現れてくるものと考えられている。例えば「信号が赤信号のときに人々が横断歩道を渡らず待機している」状況がある

とする。この場合、パーソンズ的な「規範」解釈では「人々が『赤信号のときに横断歩道を渡ってはならない』という社会的な『規範』を遵守しているから」だということになるだろう。しかし、エスノメソドロジーにおいては「人々が赤信号のときに（お互いに）『横断歩道を渡らない』という相互的なやりとりを行うことによってはじめてそのような『規範』が成立する」ことになる。そしてパーソンズ的な「規範」概念では、実際にはすべての人々が赤信号のときに立ち止まるのではないにもかかわらず「赤信号のときに常に人々は横断歩道を渡らない」という画一的な人間像しか描くことができない⁽⁵⁾と批判する。そしてこうした人間像のことをガーフィンケルは「文化的な判断力喪失者」(cultural dope)と呼んでいる (Garfinkel 1967 = 1989:76)。このような解説からもわかるように、エスノメソドロジーにおいては、あくまでも実際の人々の行為から見えてくる「規範」概念を分析することに重点が置かれており、「規範」という分析概念をあらかじめ前提として、行為の説明を行わないのである。その意味において、エスノメソドロジーにおける「規範」概念とは人々の「実践」であり、またそれらが人々の「行為」と結びつくことによってはじめて「規範」になるものとして考えられている。すなわち、エスノメソドロジーにおける「規範」とは人々の実際のやりとりを通じて立ち現れるものであり、「規範」そのものを人々の行為から切り離して考察することには意味がないといえるのである。

このようにガーフィンケルの提唱した「エスノメソドロジー」は、「実現すべき理想的秩序がなんであるのか」という「規範的問い」を徹底的に排して、「経験的問い」に基づいて人びとの日常生活の実践の中に現れる「事実的秩序」の観察から「規範」の経験的研究を行おうと試みている。

5. 盛山和夫における経験科学と規範的な社会構想の学としての社会学

パーソンズの「秩序問題」を批判的に継承したガーフィンケルが、「規範的問い」を排し「経験的問い」を徹底化して「事実的秩序」の観察から「規範」の経験的研究を行ったのとは対照的に、盛山和夫は、パーソンズが「経験的問い」と「規範的問い」を峻別せず「秩序問題」に取り組んだと批判し、「経験的問い」よりも「規範的問い」を重要視して社会学を「規範的な社会構想の学」とであると定めた。

盛山は、「秩序はいかにして可能か」というパーソンズの「秩序問題」には、本来区別されるべき、「経験的問い」と「規範的問い」とのふたつの問いが存在すると指摘する (盛山 2011:80)。「秩序問題」において「経験的問い」とは「既存の秩序がいかに成立しているのか？」と問うことを意味し、「規範的問い」とは「理想的な秩序はいかにして成立可能か？」と問うことを意味する。

ところがパーソンズにおいては、このふたつの問題が渾然と混じり合って、「経験的問い」と「規範的問い」とが峻別されていないと、盛山は批判する。現にあるデフォルトとしての「事実的秩序」がいかにして成立しているかを問うことと、理想的と思える秩序を成立させるにはどうすればよいかと問うことを混同すると、現にある「事実的秩序」を理想的な秩序と同一視する危険性があり、「経験的問い」と「規範的問い」とをパーソンズが峻別できなかったことが、既存の秩序を肯定する保守的な考えなのではという批判を彼にもたらしたと、盛山は考えている。

このようにパーソンズを批判する盛山であったが、「規範的な事実」を経験的「事実」と異なるもの

と捉える点では、経験的に観察可能なのは「事實的秩序」であり「規範的秩序」を直接観察することはできないというパーソンズの見解を継承している。そしてこうした観点から盛山は、経験科学と規範に関する科学を対立的に捉え、社会学を「規範的な社会構想の学」であると定式化したのであった。

盛山によれば、経験科学とは「経験的に観測されることがらに基づいて知識の体系を構築していく学問」であり、この科学の範疇には、天文学的観測や実験を通じて宇宙の体系や法則を発見してきた物理学や化学、また当初は生物そのものの観察を通じて、今日では細胞やDNAレベルでの実験を通じて知識を組み立てる生物学などの自然科学が入るとしている（盛山 2011:10）。

ではなぜこのような経験科学の範疇に、社会学は入らないと盛山は考えているのであろうか。盛山によれば、社会学が考察対象とする「社会」はあくまでも理念的な存在であり、「いかなる社会が望ましいのか」という規範的な判断が含まれる。たとえばテロや差別が横行している状態も「社会」のひとつと捉えられる場合もあれば、テロや差別がない状態こそが「社会」と捉えられる場合もあり、規範的な判断によってどのような状態が「社会」とされるのかも変わってしまう（盛山 2011:86）。

同様に「社会関係」に関わる「事実」にしても、経験的な「事実」だけで確立されたものではなく、「規範的な事実」を含んでいると、盛山は考える。たとえばAさんが「Bさんは、僕の友人だ」とBさんに言ったケースを考えてみれば、この時「友人」という概念には、純粋な経験的概念だけでなく、現在および未来においても妥当するはずの事実が、具体的には「友人」は「相手を裏切らない」、「困ったときは助けてくれる」といったような期待が含まれている。盛山によれば、「友人」という「社会関係」は、単に経験的事実を指すのではなく、そこに「友人という役割期待が存在していること」（盛山 2011:88）を意味する。このように「社会」や「社会関係」を考察対象とする「社会学」は、規範的な判断をどうしても含んでしまうため、純粋な経験科学とはいえないと、盛山は考えている。

こうした見解を基礎にして盛山は、「これまで『経験科学』だと自己規定してきた社会学がどのようにして『秩序構想の学』として自己を変容させることができるのだろうか」（盛山 2011:251）と、社会学が経験科学ではなく「規範的な問い」に基づく「秩序構想の学」を目指すべきだと提言した。このように盛山は、社会学の考察対象である「社会関係」などが経験的な「事実」だけでなく「規範的な事実」によって成り立つことを、社会学が純粋な経験科学たりえないことの論拠としている。

しかし盛山の主張するように「規範的な事実」を社会学が扱うゆえに経験科学たりえないのであれば、パーソンズが「経験的問い」と「規範的問い」とが峻別しないまま「秩序問題」を考察しているという彼の批判も成り立たないであろう。すでにロールズとパーソンズの比較から明らかなように、「規範的問い」に基づく規範的研究（規範理論）では、あるべき理想の社会を構想することが「規範的」と呼ばれ、「経験的問い」に基づく規範的研究においては、「規範」を経験科学の考察対象とすることが「規範的」と呼ばれている。

確かにロールズの「規範理論」が呈示した「正義の二原理」という規範的原理は、経験科学の考察対象の枠組みを超えたものである。しかしこれはロールズの『正義論』が「規範的問い」に基づく規範的研究だからであり、ガーフィンケルが試みたように「経験的問い」に基づき規範的研究に従事するなら

ば、「規範」は人びとの日常生活のなかの実践のなかで経験的に考察可能なものである。したがって「規範的な事実」を社会学が扱うからといって、そのことが直ちに社会学が純粋な経験科学とはなりえない根拠にはならない。社会学が純粋な経験科学を目指すべきか、「規範的な社会構想の学」を目指すべきかどうかは、社会学が「規範的な事実」を考察対象にしていることによって決定されるのではなく、研究者が「規範的問い」と「経験的問い」のどちらの問いをもって社会学の研究にのぞむかにかかっている。

この点を盛山は混同しており、「社会学」を「共同性という価値に志向した秩序構想の学」(盛山 2011:264-265) であると再定式した際に一方では経験的「事実」と「規範的な事実」を対立的に捉えながらも、他方では「経験的問い」と「規範的問い」と区分して「秩序構想の学」としての社会学の課題を掲げている。

ここで盛山のいう「共同性」とは、「人びとのあいだでの『制度の共有』」を意味し、「人々が何らかの共通の制度もとにあるとき、一定の共同性が成立している」(盛山 2011:54) とされている。また「制度」とは、「人々が制度知識をもち、それに沿って行為することから成り立っている」(盛山 2011:55) ことを指す。たとえば夫婦は、夫と妻に「家族」「婚姻」「夫婦」という概念に共通の理解があり、自分たちが「夫婦」であるという認識をもって、「夫婦」には一定の規範的な関係が期待されていることを知っていることによって、成立しているという。その意味で「制度はモノのように経験的存在するのではなく、人々の了解の中に『理念的実在』として存在するのである」(盛山 2011:55) と盛山は主張する。ただこのように「共同性」の基盤が人びとの了解の中に「理念的実在」するにしても、観察対象者がどのような規範的な了解を抱いているかということは、ガーフィンケルが明らかにしたように「事実的秩序」のうちに「観察可能」で「理解可能」なものである。

「規範的な事実」の経験的研究が可能だからこそ盛山は、「経験的問い」と「規範的問い」を峻別した上で、「共同性という価値に志向した秩序構想の学」である社会学の課題として下記の4点を挙げるのできるのである。

- ① 現にある社会的世界にはいかなる共同性が存在するのか、その共同性のタイプを分類すること
- ② 現にある共同性はどのように成立しているのか、そのメカニズムやしくみを解明すること
- ③ 現にある共同性には、どのような問題があるのか、探究すること
- ④ 望ましい共同性のありかたはどのように理論化できるのか、検討すること (盛山 2011:264-265)

上記の4点は、よりわかりやすく言えば、課題①は、現にある社会がどのような特徴を備えた社会かを検討すること (他の社会と比較して分類できるとさらに望ましい) を意味し、課題②は、①で考察した特徴が、どのような経緯で成立したのか、そのメカニズムと仕組みを解明することにある。課題③は、①、②の考察を踏まえた上で、現にある社会にどのような問題が存在するのかを探究することを意味し、課題④は、③の問題が解決されるような理想的な社会をいかに実現させるのかを検討することを意味する。このうち①から③は、「経験的問い」に基づく課題であり、④が「規範的問い」に基づく課題である。

もし盛山のいうように「共同性」が「規範的な事実」によって支えられていることをもって「経験的問い」に基づいて研究できないとしたら、①から③までの課題を行うことは困難となる。パーソンズにたちかえて言えば、観察対象者がどのように「規範的志向」を抱いているかを検討することと、観察者である科学者がどのような規範的判断を下すことは、分けて考えなければならない。

6. まとめ

これまで考察してきたように「規範理論」と社会学の規範的研究では、同じ「規範」の研究といってもその内実は大きく異なっている。例えばパーソンズは、「経験的な問い」に基づき「規範」が社会秩序の成立にどのように寄与しているのかを問題にしている。パーソンズの行為論において「規範」は現実社会を分析するための理論的仮説であると共に、「事実的秩序」に影響を与えている場合には経験科学の考察対象である。これに対して「規範理論」では、狭義には現実社会の当否を判定する基準として「規範」を論じる点が、また広義には実現すべき理想の社会学を構想する点が、「規範的な」理論であるとされている。

「規範」が経験科学の考察対象かどうかは、その考察が「規範的な問い」に基づくものなのか、「経験的問い」に基づくものかに左右される。ロールズのように「規範的な問い」に基づいて、規範的原理を探求する場合においては、その原理は経験科学の考察対象の枠組に決して収まるものではない。しかし「経験的な問い」に基づけば、ガーフィンケルのように「事実的秩序」から「規範」の経験的な研究は可能といえる。したがって盛山のいうように社会学の考察対象が「規範的な事実」によって成り立っているのは、その通りだが、そのことを論拠にして社会学は純粋な経験科学であることを放棄して「望ましい社会的世界を探究する規範的な社会構想の学」であることを目指すべきとは言えない。

社会学が「規範的な社会構想の学」を目指すべきかは、社会学が「規範的な事実」を考察対象とする「事実」によって決定されるのではなく、「意欲する人間」が実現すべき理想の社会を構想しようと「規範的問い」に基づいて社会学の研究を行うかどうかにかかっているのである。

注

- (1) パーソンズは、功利主義のような個人主義的な「行為論」が、現実の具体的な社会システムを理解するために必要とするすべての「事実」を、分析的な観点から孤立化した「個人」に基づいて記述しようと試みるものであることを指摘し、こうした個人主義的な「行為論」の特徴を「原子論的」と呼んでいる (Parsons 1937:72 = 1976:117)。
- (2) こうしたガーフィンケルの考察の詳細については (浜 1992) 等を参照のこと。なおガーフィンケルは博士論文の段階ではシュッツの現象学的社会学の考察をもとに人々が相互行為を行う際の視点の「一致」という問題に取り組んでいたが、後のエスノメソドロジー提唱後の研究においてそれらの考察は別の視点へと変化していったとされる。とはいえ後述するように彼の博士論文において提唱された視点は後の研究における礎となっていることは間違いないだろう。
- (3) エスノメソドロジーにおける「エスノ (ethno)」という単語は、「民族」といった一般的な意味ではなく社会に生

きる「人々」もしくは「社会の成員（メンバー）」（Garfinkel & Sacks 1970:340）という意味を持つものとして定義されているが、これは以下のような理由によるものである。創設者であるガーフィンケルは「エスノメソドロジー」の構想を練っていた1950年代に陪審員に関する研究を行っていた。その中で彼が特に注目していたのは、法律の「素人」である陪審員たちがいかにして自分たちの持つ日常的な「知識」を用いて「裁判」という「専門的」な審議を行うのかという点であった。そしてその際に利用される法律家の持つ専門的な「知識」ではない、一般の人々が持つ「知識」の体系を意味するもの（いわばキャッチフレーズ）を考えていた際、偶然目を通していたイエール大学の比較文化エリアファイルの中に「『民族植物学（ethnobotany）』や『民族生理学（ethnophysiology）』や『民間医術（ethnophysics）』という項目」（Garfinkel 1974:16 = [1987]2008:15）を見つけた。そして彼は、そこでの「エスノ（ethno）」という用語が、単に「民族」という意味だけではなく、「ある社会のメンバーが、彼の属する社会の常識的知識を、『あらゆること』についての常識的知識として（as common-sense knowledge of the 'whatever'）、なんらかの仕方でも利用することができる」（Garfinkel 1974:16 = [1987]2008:16）という意味で使用されていることに気づいたという。例えば「民族植物学」では、当の社会の成員たちが植物をめぐる事柄を扱う際に、社会のメンバーたちの「常識」を用いて分類するその仕方を研究するものであり、いわゆる「科学的」な植物学的判断とは異なる類のものを取り扱っている。このように「エスノ（ethno）」という用語が示すものは、単なる対象の表現に関する民族的・文化的相違といったものだけではなく、当の社会の成員たちが用いる常識的な「知識」の体系をあらわしているものでもあり、そこからヒントを得て「人々の方法の学問」としての「エスノメソドロジー（ethnomethodology）」という用語を誕生させたのであった。なお余談ではあるが、ガーフィンケルは一方でその後「エスノメソドロジー」という用語が社会学の中で一人歩きしてしまったことも認めており、彼は「『ネオプラクシオロジー（"neopraxiology"）』——『新しい慣習の学』」（Garfinkel 1974:18 = [1987]2008:19）とでも新しく呼ぶことによって、「エスノメソドロジー」という呼称やその内容の同定に固執する（社会学の）専門家から離れて自分たち自身の研究を続けていこうというシニカルな見解も述べている。

- (4) もちろん、すべての場面においてそうした「理解可能性」が与えられるとは限らない。実際には何をやっているのか「わからない」行為が存在することは確かである。しかし、そのような場合においても我々はそれらを「わからないもの」として見ることができる。そしてそのような「わかる」ことと「わからない」こととの峻別の可能性は、その社会の「成員（メンバー）」としての能力に関わる問題であるといえるのである。
- (5) パーソナルな説明では、こうした「規範」に従わない人々は社会的「逸脱」として説明され、それらは社会的な「処罰」（サンクション）の対象となる。しかし、実際の社会生活において常に信号無視が処罰の対象となるわけではない。エスノメソドロジーの批判はこうしたいわば実際上の場面や状況に応じた人々の行為と「モデル化」された人々の行為との間に生じるギャップに向けられている。

参考文献

- Coulter, J., 1979, *The Social Construction of Mind: Studies in Ethnomethodology and Linguistic Philosophy*. Macmillan. (= 1998 西阪仰訳『心の社会的構成——ヴィトゲンシュタイン派エスノメソドロジーの視点——』新曜社)
- Garfinkel, H., 1952, "The Perception of the Other: A Study in Social Order." Ph.D. dissertation. Harvard University.
- Garfinkel, H., 1967, *Studies in Ethnomethodology*. Prentice-Hall. (= 1989 北澤裕、西阪仰（部分訳）「日常活動の基盤——当り前を見る——」『日常性の解剖学——知と会話——』マルジュ社)
- Garfinkel, H., 1974 "The Origin of the Term "Ethnomethodology"" Turner, R., (ed.) *Ethnomethodology*. Penguin. pp.15-18 (=

- [1987]2008 山田富秋、好井裕明、山崎敬一（編訳）『エスノメソドロジー——社会学的思考の解体』せりか書房
- Garfinkel, H. & Sacks, H. 1970 "On Formal Structures of Practical Actions." McKinnney, J.C. & Tiryakiain, E.A. (eds.) *Theoretical Sociology: Perspective and Developments*. Appleton-Century-Crofts. pp. 337-366
- 浜日出夫, 1992, 「現象学的社会学からエスノメソドロジーへ」好井裕明（編）『エスノメソドロジーの現実』世界思想社 pp.2-22
- Hilbert, R.A., 1992 *The Classical Roots of Ethnomethodology: Durkheim, Weber, and Garfinkel*. The University of North Carolina Press.
- 前田泰樹, 水川喜文, 岡田光弘（編）, 2007, 『ワードマップ エスノメソトロジー 人々の実践から学ぶ』新曜社
- Parsons, T., 1937 *The Structure of Social Action: A Study in Social Theory with Special Reference to A Group of Recent European Writers*. McGraw Hill. (= 1976 厚東洋輔, 稲上毅, 溝部明男訳『社会的行為の構造』(1) 木鐸社)
- Rawls, J., [1971]1991, *A Theory of Justice*, Harvard University Press (= 2010 川本隆史他訳, 『正義論 (改訂版)』紀伊国屋書店)
- 盛山和夫, 2005, 「構想としての探求——理論社会学の再生」盛山和夫・土場学・野宮大志郎・織田輝哉（編著）『<社会>への知/現代社会学の理論と方法 (上)』勁草書房. 『<社会>への知/現代社会学の理論と方法 (上)』(共)勁草書房
- , 2009, 「望ましい分配ルールとは何か——階層の規範理論をめざして」『理論と方法』24(1): 3-19
- , 2011, 『社会学とは何か』ミネルヴァ書房
- 武川正吾, 2007, 「序章 公共政策と社会学」武川正吾（他編）『公共政策の社会学: 社会的現実との格闘』東信堂

【Abstract】

Normative Theory and the Problem of Order:
A Study on Normative and Empirical Questions in Sociology

TAGAMI Daisuke* · SASAKI Hiroshi*

This paper discusses a concept of "norm" in sociology. In sociology, there has been a tendency to refrain from practical activities and value judgments concerning actual societies. However, in recent years, tendency towards more active social commitment has been gaining ground. In this paper, we explore the notion of "norm" in terms of the normative theory and some problems of social order are considered in this context. Weaving together some ideas by John Rawls, Talcott Parsons, about ethnomethodology, and Seiyama Kazuo, we consider the social meaning of the concept of "norm".

Keywords: normative theory, theory of justices, problem of order, ethnomethodology, social design

本論文は社会学における「規範」概念について論じたものである。社会学においては、現実社会に対する価値判断や実践的活動への参加を控える傾向があった。しかし近年、社会に対してより積極的にコミットし、実現すべき理想の社会を構想すべきだという声が上がっている。本論文ではこうした議論を考察するために政治哲学における「規範理論」と社会学における秩序問題について検討する。そしてロールズ、パーソンズ、エスノメソドロジー、盛山和夫の議論を考察することによって、社会学における「規範」概念のもつ意味を明らかにする。

キーワード：規範理論、正義論、秩序問題、エスノメソドロジー、社会構想

* A young grant-aided researchers of the Institute of Human Sciences at Toyo University